

平成30年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月6日）

○出席議員

- 1 番 鎌 田 寛 司
- 2 番 川 田 修
- 3 番 板 東 絹 代
- 4 番 立 井 武 雄
- 5 番 佐 藤 道 昭
- 6 番 佐 藤 禎 宏
- 8 番 原 田 幹 夫
- 9 番 佐 藤 富 男
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 藤 枝 善 則

○欠席議員

- 12 番 一 森 敬 司

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	森一美
教育長	丹羽敦子
総務参事	大迫浩昭
産業建設参事	井上雅史
特命参事	古川和之
民生参事	南東稔
教育次長	小坂宜弘
危機管理課長	鈴谷一彦
税務課長	石森典彦
総務課長	松下師一
産業環境課長	原田賢
建設課長	吉崎英雄
水道課長	尾野浩士
下水道課長	富士雅章
住民課長	谷本富美代
福祉課長	藤田弘美
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	吉田正則
議会事務局局長補佐	松下理恵

## 平成30年松茂町議会第2回定例会会議録

平成30年6月6日（第1日目）

### ○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議長辞職の件
- 日程第4 同意第4号 固定資産評価員の選任について
- 日程第5 報告第1号 松茂町土地開発公社平成30年度事業計画及び予算並びに平成29年度決算に関する書類の提出について
- 日程第6 報告第2号 平成29年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第7 報告第3号 平成29年度松茂町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第8 報告第4号 専決処分の報告について
- 専決第1号 松茂3号線幹線下水道工事その1変更請負契約締結について
- 専決第2号 松茂3号線幹線下水道工事その2変更請負契約締結について
- 日程第9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 専決第3号 笹木野地区下水道工事その11変更請負契約締結について
- 専決第4号 松茂町税条例等の一部を改正する条例
- 専決第5号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 専決第6号 平成29年度松茂町一般会計補正予算（第7号）
- 専決第7号 平成29年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第4号）
- 専決第8号 平成29年度松茂町水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第38号 松茂町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第39号 松茂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第40号 平成30年度松茂町一般会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第41号 平成30年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 発議第3号 議員派遣の件

○議事日程（第1号の追加1）

日程第1 選挙第1号 議長の選挙

○議事日程（第1号の追加2）

日程第1 選挙第2号 副議長の選挙

日程第2 指定第1号 議席の一部変更について

○議事日程（第1号の追加3）

日程第1 選挙第3号 徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

平成30年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月6日）

---

午前10時00分開会

○議会事務局長【吉田正則君】　ただいまから平成30年松茂町議会第2回定例会の開会をお願いいたします。

本日、一森議長が欠席をしておりますので、藤枝副議長が議長の職務を行います。

まず初めに、藤枝副議長からご挨拶がございます。

○副議長【藤枝善則君】　皆さん、おはようございます。今、ご紹介のとおり、一森議長は欠席でございます。私が代理を務めさせていただきます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。2週間あまり早く梅雨入りしたんですが、今日から本格的な梅雨空ということで、全国的に梅雨入りが懸念されております。この時期、これから夏に向かうわけでございますけれども、温度が変化が厳しくございます。今、議員の皆さんが10名出席しておりますが、やっぱり体調管理に気をつけていただいて、最終まで健康維持に努めていただきたいと思います。

それからまた、いろいろ今月は国内の情勢、改ざん問題に始まりましていろいろありました。それから、世界に目を向けますと、米朝首脳会談、イランの問題といろいろありますが、慌ただしい世の中になってきておることはご承知のとおりだと思います。

そういうことはさておきながら、本日から定例会が始まるわけでございますが、最後まで慎重審議をお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

---

○副議長【藤枝善則君】　ただいまの出席議員は10名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、平成30年松茂町議会第2回定例会は成立いたしました。

ただいまから平成30年松茂町議会第2回定例会を開会いたします。

---

○副議長【藤枝善則君】　吉田町長から招集の挨拶があります。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　皆さん、おはようございます。副議長もおっしゃっておりますし

たが、今年は少し早い梅雨入りとなっております。じめじめとした時期でございますが、議員各位におかれましては、十分健康に注意をいただきまして、議会に臨んでいただきたいと思っております。

本日の平成30年松茂町議会第2回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

本定例会に上程をいたしております案件につきましては、同意1件、報告4件、承認1件、そして議案が4件の合計10案件となっております。どうか全議案、慎重にご審議をいただきまして、可決決定を賜りますようお願いをいたしまして、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

○副議長【藤枝善則君】　これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められますと議長宛てに報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

日程第1、「会議録署名議員の指名」について行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、4番立井武雄議員、及び5番佐藤道昭議員を指名いたします。

---

○副議長【藤枝善則君】　日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、6月6日から6月20日までの15日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長【藤枝善則君】　異議なしと認めます。

よって、会期は6月6日から6月20日までの15日間に決定いたしました。

---

○副議長【藤枝善則君】　日程第3、「議長辞職の件」を議題といたします。

去る5月17日、一森議長から一身上の都合により議長の辞職願が提出されましたので、地方自治法第108条により議会の許可が必要なため、「議長辞職の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

一森議長の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、一森議長の議長辞職を許可することと決定いたしました。

ただいまの議長辞職の決定に伴い、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加議案配付のため、小休いたします。

午前10時06分小休

---

午前10時07分再開

○副議長【藤枝善則君】 再開いたします。

追加議事日程第1号の追加1は、お手元に配付のとおりです。

追加日程第1、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票または指名推選のいずれかの方法にいたしましょうか。原田議員。

○8番【原田幹夫君】 指名推選でお願いいたします。期間も短いということで、できましたら、指名推選でお願いしたいと。

○副議長【藤枝善則君】 ただいま原田議員から指名推選にしてはどの意見がありましたので、選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、年長議員の春藤議員が指名することにした  
いと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、年長議員の春藤議員が指名することに決定いたしました。

それでは、春藤議員、ご指名願います。

○10番【春藤康雄君】 失礼します。10番、春藤でございます。今、ご指名を賜り  
まして、現在のこの現状を勘案しまして、現在まだ副議長、いわゆる議長代理として今ま  
でつつがなく完遂されておりましたが、これを、法令に、条例に基づき議長選を行わなけ  
ればならないということになりましたので、私から代表いたしまして、よろしくお願  
いしたいと思います。現在、副議長であられる藤枝善則議員を指名いたします。どうかよろ  
しくご配慮のほどお願いいたします。

○副議長【藤枝善則君】 お諮りいたします。

ただいま春藤議員が指名いたしました、私、藤枝善則を議長の当選人と定めることにご  
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、私、藤枝善則が議長に当選いたしました。就任のご挨拶をさせていただきます。

ただいま推挙いただきまして、ありがとうございます。これから一生懸命、議長職を務  
めたいと思います。その間、皆さん方のご支援、ご理解、ご鞭撻をお願い申し上げまして、  
スムーズな議会運営ができるようお願い申し上げまして、私のご挨拶といたしたいと思  
います。よろしくお願いいたします。

---

○議長【藤枝善則君】 それでは、ただいまから議長の職務を務めさせていただきます  
ので、議会の円満なる運営ができますよう、議員各位並びに理事者の一層のご協力をお願  
いいたします。

なお、地方自治法第103条第1項には、「議会は、議員の中から議長及び副議長1人  
を選挙しなければならない」と規定しております。副議長は議長に事故があるとき、議長  
の職務を行使する立場にあることから、議長と副議長は兼務することは認められておりま  
せん。このために、このたびのように副議長が議長就任を承諾した場合は、副議長を辞任



する意思を同時に表明したものとして、法律上、何ら手続を要せず、自動的に副議長の職を失うこととなります。よって、副議長の辞職を省略いたします。

副議長が議長になったことによりまして、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加議案配付のため、小休いたします。

午前10時11分小休

---

午前10時12分再開

○議長【藤枝善則君】 再開いたします。

追加議案日程第1号の追加2は、お手元に配付のとおりでございます。

追加日程第1、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、指名推選ということで、議長において指名することにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、指名いたします。副議長に佐藤道昭議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいまの議長において指名しました佐藤道昭議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました佐藤道昭議員が副議長に当選されました。ただいま

副議長に当選しましたので会議規則第33条第2項の規定により、副議長の当選人である旨、告知いたします。

佐藤道昭議員、副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

佐藤道昭議員。

○副議長【佐藤道昭君】　　ただいま議員各位のご推挙によりまして、副議長に就任することになりました。まことに身に余る光栄であります。こころからお礼申し上げます。今後は、副議長として藤枝議長を支え、補佐し、議会の円滑なる運営に努めていく所存でありますので、議員の皆様にはより一層のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げまして、就任承諾の挨拶とかえさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長【藤枝善則君】　　次に、追加日程第2、指定第1号「議席の一部変更について」を議題といたします。

ただいま正副議長の選挙がありましたので、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

変更になる人だけ読み上げます。12番一森議員が8番に変更です。8番原田議員が6番に変更です。6番佐藤禎宏議員が5番に変更です。5番佐藤道昭議員が11番に変更です。最後になりますが、私が11番から12番に変更になります。

以上でございます。

議席の変更をもう一度、事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【吉田正則君】　　失礼します。それでは、恐れ要りますが、議席を朗読いたしますので、議案書にご記入をお願いいたします。なお、変更があった議員さんのところだけということで、ご記入のほどよろしくをお願いいたします。

まず、12番一森議員が新しく8番に変更となります。11番藤枝議員が新しく12番に変更となります。8番原田議員が新しく6番に変更となります。6番佐藤禎宏議員が新しく5番に変更となります。そして、5番佐藤道昭議員が新しく11番に変更となります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】　　それでは、ただいまから小休いたしますので、その間に議席の移動をお願いします。

また、私、藤枝が議長に当選しましたので、慣例により議会改革特別委員長を兼ねることができません。よって、委員長互選のため、この場で議会改革特別委員会を開会いたし

ます。

議事の都合により、小休いたします。

午前10時16分小休

---

午前10時19分再開

○議長【藤枝善則君】 小休前に引き続き、再開いたします。

ここでご報告申し上げます。小休中に開かれました議会改革特別委員会におきまして、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果を報告いたします。議会改革特別委員会委員長に川田修議員、副委員長に板東絹代議員となりました。

以上のとおり、そのように決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

---

○議長【藤枝善則君】 次に、私、藤枝が議長に当選しましたことから、慣例により、徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員を兼ねることができませんので、辞職となり、欠員となりました。

よって、徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加議案配付のため、小休いたします。

午前10時20分小休

---

午前10時21分再開

○議長【藤枝善則君】 再開いたします。

追加議案日程第1号の追加3は、お手元に配付のとおりです。追加日程第1、選挙第3号「徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員に佐藤道昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました佐藤道昭議員を徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました佐藤道昭議員が徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人に決定いたしました。

議事の都合により、小休いたします。

午前10時22分小休

---

午前10時30分再開

○議長【藤枝善則君】 小休前に引き続き、再開いたします。

日程第4、同意第4号「固定資産評価員の選任について」を議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、平成30年第2回定例会に上程いたしております議案の提案理由の説明を申し上げます。

まず、同意第4号、固定資産評価員の選任につきましては、従来から税務課長を任命いたしておりますが、このたびの定期異動により、税務課長に異動がありましたことから、新たに税務課長、石森典彦君を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、

議会の同意を求めるものであります。

なお、石森君の経歴につきましては、参考資料に添付いたしておりますので、ご覧をいただき、ご同意をよろしくお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

---

○議長【藤枝善則君】 これから採決に入ります。

同意第4号「固定資産評価員の選任について」は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、同意第4号「固定資産評価員の選任について」は、原案のとおり可決決定いたしました。

---

○議長【藤枝善則君】 日程第5、報告第1号「松茂町土地開発公社平成30年度事業計画及び予算並びに平成29年度決算に関する書類の提出について」から、日程第8、報告第4号「専決処分の報告について」までの報告4件を一括して議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、引き続き提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号、松茂町土地開発公社平成30年度事業計画及び予算並びに平成29年度決算に関する書類の提出につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

平成29年度の松茂町土地開発公社の事業決算でございますが、用地の取得、売却とにもございませんでした。土地の管理費のみの決算となっております。

平成30年度の松茂町土地開発公社の予算といたしましては、用地の取得、売却ともに計画はありませんので、管理費のみを計上しております。これらの公社の予算及び決算に

つきましては、本年4月16日開催の松茂町土地開発公社理事会においてご承認をいただいているところでございます。

次に、報告第2号、平成29年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

平成29年度事業のうち、事業の執行状況により地方創生推進事業において46万3,320円、合併処理浄化槽整備事業において205万4千円、木造住宅耐震化促進事業において88万円を平成30年度に繰り越して事業を実施するものであります。

次に、報告第3号、平成29年度松茂町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

公共下水道整備事業において、1,600万円を平成30年度に繰り越して事業を実施するものであります。

続きまして、報告第4号、専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

まず、専決第1号、松茂3号線幹線下水道工事その1変更請負契約締結につきましては、平成29年6月19日の定例会において契約議決をいただき、執行し、平成30年3月20日に竣工いたしております。

今回の変更の主なものは、推進工にて施工の際、障害物の出現により、それを取り除くために立坑を新設したことに伴う、契約金額の増額であります。

次に、専決第2号、松茂3号線幹線下水道工事その2変更請負契約締結につきましては、平成29年6月19日の定例会において契約議決をいただき、執行し、平成30年3月20日に竣工いたしております。

今回の変更の主なものは、地元から安全対策の要望があり、交通誘導員の人員を追加したことに伴う、契約金額の増額であります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

担当職員の詳細報告は、報告第1号、第2号、第3号、第4号と順番で求めます。

松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 失礼いたします。それでは、報告第1号についてご説明申

上げます。

議案書の2ページをお開きください。

報告第1号、松茂町土地開発公社平成30年度事業計画及び予算並びに平成29年度決算に関する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、松茂町土地開発公社平成30年度事業計画及び予算並びに平成29年度決算に関する書類を別紙のとおり議会に提出するというものでございます。

説明の都合上、先に平成29年度決算をご説明し、その後に平成30年度事業計画及び予算をご説明申し上げます。

議案書の3ページへお進みください。

平成29年度収入支出決算資金運用書でございます。表中の決算の欄をご覧ください。上段の収入では、前年度からの繰越金が決算額425万539円、事業収入及び借入金はございませんでした。事業外収入では、利息収入が決算額611円で、収入合計額は425万1,150円でございます。

次に、下の段の支出でございますが、借入金償還金は土地の売買事業がないためございませんでした。事業費では、土地取得費及び土地造成費はございませんでした。一般管理費で7万円の決算額でございますが、これは土地開発公社に係る法人町民税5万円と同県民税2万円の計7万円でございます。現状、当公社では広島字北川向地区に約379平方メートルの土地を所有しておりますが、平成29年度は管理に係る経費を支出いたしませんでした。事業外費用及び予備費の決算額はいずれもゼロ、翌年度繰越金が決算額418万1,150円となり、支出合計金額は425万1,150円でございます。

次に、4ページでございます。

上段の貸借対照表でございますが、これは平成30年3月31日現在の状況を示しております。資産の部では、流動資産といたしまして現金及び預金が418万1,150円、公有用地が3,693万4,550円であり、資産合計は4,111万5,700円でございます。

次に、負債の部でございますが、松茂町土地取得特別会計からの長期借入金が1,200万円ございます。これは、北川向地区の用地を購入する際に借り入れをしたものでございます。

続いて、資本の部でございますが、基本財産が300万円で、基本金合計は300万円でございます。準備金では、前期繰越準備金が2,618万5,089円、当期利益がマイ

ナス6万9,389円で、準備金合計は2,611万5,700円でございます。従いまして、資本合計は2,911万5,700円、負債及び資本の合計が4,111万5,700円でございます。

続きまして、その下、下段の損益計算書でございますが、これは単年度の収支をあらわしております。平成29年度の事業収益及び事業原価はゼロでございます。次に、販売費及び一般管理費でございますが、先にご説明いたしました法人町県民税の7万円のみでございます。次の事業外収益として受取利息が611円ありますことから、事業外費用がゼロということもあわせて、差し引き当期利益はマイナス6万9,389円となっております。

次の5ページに、古川監事及び南東監事が審査報告をいたしました決算審査意見書を添付しておりますので、あわせてご覧ください。

以上が、松茂町土地開発公社の平成29年度の決算の状況でございます。

続きまして、平成30年度松茂町土地開発公社の事業計画及び予算についてご説明いたしますが、平成30年度も土地の売買に関する事業計画はないことから、広島宇北川向地区の土地を管理するために必要な事業と予算のみ計画いたしております。

6ページでございます。

ここで第1条の総則以下、6条までの各条により、公社予算について定めておりますが、説明の都合上、次のページをご覧ください。

7ページの平成30年度収入支出予算・資金計画書によりご説明をさせていただきます。

まず、上段の収入でございますが、前年度繰越金は418万1,000円でございます。事業収入は、土地売却収入及び土地造成収入とも目のみの設定で、各1,000円といたしております。また、借入金につきましても目のみの設定で1,000円、次の事業外収入では利息収入として1,000円を見込んでおります。合計すると、収入予算は418万5千円、これを見込んでおります。

次に、下段の支出でございますが、借入償還金は目のみの設定で1,000円でございます。事業費のうち、土地取得費と土地造成費につきましては目のみの設定で、各1,000円としておりますが、一般管理費におきまして、土地の維持管理経費と法人町県民税などで50万円の予算を計上いたしております。事業外費用では、支払利息として目のみの設定で、1,000円としております。予備費で50万円、繰越金として318万1,000円を計上いたしまして、支出合計も収入合計と同額の418万5千



円といたしております。

以上、報告第1号、松茂町土地開発公社平成30年度事業計画及び予算並びに平成29年度決算に関する書類の提出について報告の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第2号のうち、総務課で所管いたしております事業について、私からご報告をさせていただきます。

議案書8ページでございます。

報告第2号、平成29年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について別紙のとおり報告するというものでございます。

議案書9ページ、向きが変わりますが、表をご覧ください。

平成29年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。また、これに関連いたします事項別明細書として、次の10ページに歳入を、11ページに歳出をお示ししておりますので、あわせてご覧ください。

それでは、議案書9ページ、計算書でございます。

款5、総務費、項1、総務管理費の地方創生推進事業のうち、46万3,320円、これを平成30年度へ繰り越しました。繰り越した財源の内訳は、全て一般財源でございます。この事業は、本町のPRやふるさと納税の返礼品等に活用するため、松茂町のマスコットキャラクター、松茂係長のぬいぐるみ500体の製作を発注しておりましたが、試作品を検品いたしましたところ、町がイメージしておりました作風とはほど遠い仕上がりでありましたので、妥協することなく全面的な手直しを指示いたしました。現在、契約期間を平成30年度末まで延伸しておりますが、5月末に製作された3度目の試作品ではおよそ納得のできばえに近づいておりますので、近いうちに最終4回目の試作品ができましたら、それを検品、確認の上、量産に取りかかりたいと考えております。

以上、繰越明許費繰越計算のうち、総務課が所管いたします事業についてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 富士下水道課長。

○下水道課長【富士雅章君】 それでは、私から報告第2号のうち、下水道課所管、事業の繰越明許費についてご報告をさせていただきます。

引き続き、議案書の9ページをご覧ください。

平成29年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書の2段目でございます。款30、土木費、項15、都市計画費、事業名、合併処理浄化槽整備事業におきまして、205万4,000円を平成30年度に繰り越しをいたしました。繰り越しをした財源の内訳は、収入特定財源68万5千円、一般財源136万9千円でございます。この事業は、平成28年度から平成32年度までの循環型社会形成推進交付金事業計画に基づき、補助対象地域におきまして10人槽以下の合併処理浄化槽の設置をされた方に対しまして補助金を交付するものでございます。この事業費は、平成29年度におきまして、計画より実績が下回ったため、その差額に相当する交付金分対象事業費205万4千円を30年度へ未契約繰り越しをしたものでございます。

なお、事項別明細の歳入につきましては、議案書の10ページ、歳出につきましては、議案書の11ページに記載しております。

以上、下水道課所管分の説明を終わらせていただきます。

○議長【藤枝善則君】 吉崎建設課長。

○建設課長【吉崎英雄君】 それでは、報告第2号のうち、建設課で所管いたします繰越明許費につきましてご報告させていただきます。

引き続き、議案書の9ページをご覧ください。

款30、土木費、項20、住宅費の木造住宅耐震化促進事業におきまして、88万円を平成30年度に繰り越しいたしました。繰り越した財源の内訳は、国県支出金が66万円、一般財源が22万円でございます。この事業は、木造住宅の耐震診断や耐震改修などを行った個人に対して補助をいたしております。このうち、住まいの安全、安心なりフォーム支援事業1件分につきまして、繰り越しをするものでございます。

なお、10ページに歳入予算、11ページに歳出予算の事項別明細を記載しておりますので、ご覧ください。

以上で、建設課関係の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 富士下水道課長。

○下水道課長【富士雅章君】 それでは、私から報告第3号、平成29年度松茂町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算についてと、報告第4号の専決第1号並びに専決第2号のご報告をさせていただきます。

議案書の12ページをお開き願います。

報告第3号、平成29年度松茂町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算について、地

方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度松茂町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算について別紙のとおり報告するものというものでございます。

議案書の13ページをご覧ください。

平成29年度公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。款5、項5、建設費、事業名、公共下水道整備事業におきまして、1,600万円を平成30年度に繰り越しをいたしました。繰り越しした財源の内訳は、国庫補助金538万5,650円、一般財源1,061万4,350円でございます。

これは、国庫補助事業発注工事の推進工法区間におきまして、橋台の下部付近から予測不能な構造物が出てきたことにより、計画していた管渠布設ができなくなり、再度、工法並びに路線の検討が必要なため、年度内の竣工が無理な状況となりました。問題の一部区間の施工を取りやめ、新年度へ未契約繰り越しをし、工法並びに路線の再検討を行い、本年度、発注施工するものでございます。

なお、事項別明細の歳入及び歳出につきましては、議案書の14ページに記載しておりますので、ご覧ください。

以上で、報告第3号の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、報告第4号の専決第1号、専決第2号につきまして、ご報告させていただきます。

議案書の15ページをお開き願います。

報告第4号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するというものでございます。

議案書の16ページをお開き願います。専決第1号、松茂3号線幹線下水道工事その1変更請負契約締結について。松茂3号線幹線下水道工事その1変更請負契約を下記のとおり締結するもので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、松茂3号線下水道工事その1。契約の金額、変更前8,802万円、変更後9,024万3,720円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町広島字壱番越6番地6、株式会社多田組、代表取締役、多田卓治というものでございます。

この工事につきましては、平成29年6月の本議会におきまして、契約議決をいただき、執行いたしました。工事の内容といたしましては、国道28号線コスモス前交差点から旧ホテルニュー松茂横まで、推進工法により直径200mmの下水道管、188.6m、直

径250mmの下水道管70mを布設し、平成30年3月20日に竣工いたしております。

変更の主な内容といたしましては、推進工法にて施工の際、障害物に当たり、それを取り除くために新しくケーシングをつくり、障害物を取り除き、下水道管の勾配の軌道修正を行ったことによる増額でございます。

続きまして、議案書の17ページをお願いいたします。

専決第2号、松茂3号線幹線下水道工事その2変更請負契約締結について。松茂3号線幹線下水道工事その2変更請負契約を下記のとおり締結するもので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、松茂3号線幹線下水道工事その2。契約の金額、変更前7,981万2千円、変更後8,093万6,280円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓277番地、徳建産業有限会社、代表取締役、宮崎英治というものでございます。

この工事につきましても、平成29年6月の本議会におきまして、契約議決をいただき、執行いたしております。工事の内容といたしましては、松茂3号線幹線下水道工事その1の続きであり、旧ホテルニュー松茂横から福有開拓の牛舎横までを推進工法により、直径200mmの下水道管327mを布設し、平成30年3月20日に竣工いたしております。

変更の主な内容といたしましては、交通安全とスムーズな通行の確保のため、ガードマンの人員追加によるものと、出来高数量による増額となっております。

以上で、専決第1号並びに専決第2号を説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【藤枝善則君】　これで、報告第1号から第4号までの報告は終わりました。

---

○議長【藤枝善則君】　続きまして、日程第9、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第13、議案第41号「平成30年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」までの承認1件と議案4件を一括して議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　それでは、引き続きまして提案理由を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

まず、専決第3号、笹木野地区下水道工事その11変更請負契約締結につきましては、平成29年6月19日の定例会において契約議決をいただき、執行し、平成30年3月20日に竣工いたしております。

今回の変更の主なものは、地下水の影響により工法の変更をしたことに伴う契約金額の増額であります。

次に、専決第4号、松茂町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され、翌4月1日から一部施行されたことに伴い、関係する条項を改正したものであります。

改正の主な内容は、固定資産税の特例並びにたばこ税における税率と加熱式たばこの課税方式について、法律の改正にあわせて見直しをしたものであります。

次に、専決第5号、松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令及び同法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日に公布され、翌4月1日から施行されたことに伴い、関係する条項を改正したものであります。

改正の内容につきましては、課税限度額及び軽減判定所得について改正したものであります。

次に、専決第6号、平成29年度松茂町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,777万2千円を追加し、補正後の予算の総額を62億8,267万3千円とするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、町税4,144万4千円、地方交付税3,190万2千円などを増額補正し、国庫支出金109万5千円などを減額補正したものであります。

歳出につきましては、平成29年度における各種事務事業に係る不用額を減額補正するとともに、歳入増額部分と歳出不用額を合わせて生活環境整備基金に2億8,156万5千円を積み立てたものであります。

次に、専決第7号、平成29年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,864万3千円を減額し、補正後の予算の総額を6億2,565万7千円とするものであります。この補正予算では、平成29年度歳出につきましては、各種事務事業に係る不用額を減額補正いたしました。そのため、歳入におきましても、一般会計繰入金を1,864万3千円減額補正いたしました。

次に、専決第8号、平成29年度松茂町水道特別会計補正予算（第3号）につきまして

は、事業の確定により、資本的収入の既定の総額から420万1千円を減額し、補正後の総額を4,701万5千円とし、資本的支出も同じく既定の総額から342万1千円を減額し、補正後の総額を9,590万8千円とするものであります。

続きまして、議案第38号、松茂町表彰条例の一部を改正する条例につきましては、表彰式の日時と地域の伝統行事である秋の祭礼との重複を避けるため、式の日を文化の日から町制施行記念日へと変更するほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第39号、松茂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、厚生労働省令の一部改正により、放課後児童支援員の資格の範囲が拡大したことに伴い、改正をするものであります。

次に、議案第40号、平成30年度松茂町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ550万円を追加し、補正後の予算の総額を58億5,350万円とするものであります。この補正予算では、歳出におきまして、まちづくり基本計画策定委託料500万円、学校給食費、原材料費50万円を増額補正することにより、歳入におきましても、充当財源として前年度繰越金550万円を増額補正するものであります。

次に、議案第41号、平成30年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ200万円を追加し、補正後の予算の総額を14億8,789万9千円とするものであります。この補正予算では、歳出の諸支出金におきまして、平成29年度事業の精算により、超過となった国庫支出金を返還するため200万円を増額補正いたします。そのために、歳入におきましても充当財源として前年度繰越金を200万円増額補正するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。なお、ご審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております承認1件と議案4件につきましては、6月8日再開予定の本会議において、総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

---

○議長【藤枝善則君】 続きまして、日程第14、発議第3号「議員派遣の件」を議題といたします。

この発議は、去る5月31日の議会運営委員会において、議会運営委員会の発議として提出することに決定をいただき、このように提出していただいております。議員の派遣につきましては、会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めるもので、平成30年6月から平成31年5月までの議員の派遣を議員派遣一覧表のとおり行い、緊急を要する場合は議長に委任するものです。

お諮りいたします。

春藤議会運営委員長から提出されました議員派遣の件は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、発議第3号「議員派遣の件」は可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月7日の1日は、議案調査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、明日6月7日の1日は休会と決定いたしました。

次回は、6月8日、午前10時から再開いたします。

本日は、これで散会といたします。どうもありがとうございました。

午前11時13分散会